防災

毎月１回１日発行
発行　公益社団法人　全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町２－８(新小伝馬町ビル６F)
電話 03（6661）9730　　FAX 03（6661）9733

発行責任者：水落雅彦
編集委員会：佐野俊光　小山内慶　宮下妙香　佐々木靖
野田徹　白石栄一　　印刷所：(株)白　橋

Ｒ５.６.４ 令和５年度 斐伊川水防訓練　（公社）全国防災協会から水防専門家を７名派遣（工法指導）

目　　次

住民と町が共に取り組む防災対策 ～「自助」・「共助」・「公助」の確立に向けた不断の取り組み～
……公益社団法人 全国防災協会　理事
高知県津野町長　池田　三男… 2
令和６年能登半島地震により被災した石川県能美市に災害復旧技術専門家を派遣…… 7
令和６年能登半島地震により被災した石川県羽咋市に災害復旧技術専門家を派遣…… 7
激甚災害の指定に伴う特別財政援助を行います…… 8
「令和 五 年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に
関する政令」について……10
「令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について……12
今冬の道路除雪費補助等の追加配分を実施……14
災害復旧技術専門家を石川県能美市、羽咋市に派遣（派遣報告）……15
河川入門講座（22）　災害復旧（その３）―国と都道府県の間の事務手続き―……19
防災課だより　水管理・国土保全局 防災課 ―配置図―……20
協会だより　災害復旧技術専門家の伝達式のご紹介（宮崎県、九州地整、関東地整）……21
令和６年度災害復旧実務講習会開催のお知らせ……23
被害報告……令和６年２月29日現在（令和５年）…25
令和６年２月29日現在（令和６年）…26

住民と町が共に取り組む防災対策

～「自助」・「共助」・「公助」の確立に向けた不断の取り組み～

公益社団法人 全国防災協会　理事
高知県津野町長　池田（いけだ）　三男（みつお）

１．はじめに

この度は、全国防災協会機関紙「月刊防災」への寄稿の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

はじめに、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震は最大震度７の揺れを観測し、建物の倒壊や津波の被害によって、多くの尊い命が奪われてしまいました。

犠牲となられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、被災地の１日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

２．津野町の概要

高知県の中西部にある津野町は、東西28.1km、南北15.4km、面積は197.85㎢で、平成17年２月１日、葉山村と東津野村の２村が合併し誕生した町です。

四国山地に抱えられた本町の地形は急峻で、約90%が林野で占められており、不入山を源流点とし日本最後の清流と呼ばれる「四万十川」や、鶴松森を源流点とし、今は絶滅種となったニホンカワウソが最後に目撃された「新荘川」が流れ、宅地や農用地は、この２つの川沿いの緩やかな山裾に点在しています。

気象は、比較的穏やかで温暖な多雨地域で、年間平均気温は葉山地域が約15度、東津野地域が約13度、年間降水量は葉山地域が3,173㎜、東津野地域が3,414㎜となっています。

また、冬季には平野部で数cm程度の積雪が見られ、北部山間地域では60cm程度の積雪も年数回あります。

歴史的には、縄文時代からの形跡も残っており、室町時代には五山文学の双璧であります義堂周信和尚と絶海中津和尚を、幕末には土佐勤王党四天王の１人、吉村虎太郎など多くの偉人を輩出しています。さらに、歴史ある津野町には、国指定重要無形民俗文化財の津野山古式神楽の他、花取り踊りをはじめ、数々の伝承文化が継承されており、平成21年２月には、四万十川流域の文化的景観として、国の重要文化的景観の選定を受けています。

３．町の観光

津野町には、満天の星空が楽しめる日本三大カルストの一つ「四国カルスト・天狗高原」や、全国的に有名な日本最後の清流「四万十川」の源流点、また、北山には20基の風車からなる風力発電施設も観光資源としてあり、近年の自然体験型観光への関心の高まりにより、全国から観光客が訪れています（写真－１）。

観光施設は、四国カルスト天狗高原に令和３年にプラネタリウムを併設しリニューアルオープンした「星ふるヴィレッジ TENGU」が観光客の宿泊を含めた受け入れ施設の拠点となっています（写真－２）。

また、他にも四万十川源流域には令和３年にオープンした「遊山四万十せいらんの里」や、廃校を活用した「森の巣箱」など地元運営型の宿泊施設もあり、観光客のニーズにあわせた宿泊が可能となっています。

さらに、食や土産は観光振興の重要な要素であり、６次産業化による農産物の付加価値と魅力を高めた津野町特産品の開発も行い、特産のお茶を活用した、

写真－１　四国カルスト天狗高原

写真－２　星ふるヴィレッジ TENGU 外観

写真－３　ほうじ茶を使った大福「満天の星大福」

ほうじ茶大福「満天の星大福」などの販売を行っています（写真－３）。

４．当町における過去の災害記録抜粋（昭和から）

高知県は台風銀座と言われており、津野町も過去の災害の多くは台風によるものです。合併前の葉山村の村史の記録では、昭和38年８月８日から９日に接近した台風９号により、980㎜の雨量が観測され、村の中心を流れる新荘川が氾濫。また、昭和39年９月の台風20号、昭和45年の台風10号などの記録がある中、昭和49年９月１日須崎市付近に上陸した台風16号はゆっくり北上したため、降雨時間が長く、村内各所で山崩れのため道路が寸断され、住家被害も発生しました。

さらに、昭和50年８月17日に高知県西部に上陸した台風５号の雨量は、16日正午から翌17日午後10時まで484㎜、特に17日の13時から14時の１時間雨量は74.5㎜記録し、葉山村の東部の集落では土石流に見舞われ、死者１名、被害家屋11戸の甚大な被害が発生したことが記録されています。

また、合併前の東津野村の村史におきましても、昭和38年８月８日から９日に接近した台風９号では、降り始めから985㎜を観測し、村内各所で山崩れや田畑の流失、道路、橋梁の決壊、土石流も発生した個所もあり、２地区において７名の方々が犠牲なったと記録されています。

この災害は激甚災害に指定され、災害復旧工事が各土木業者によって進められることとなり、村民はこの労働に出て現金収入を得るようになったとの記載があり、当時の状況がうかがえる記録も残っています。

一方、南海地震につきましては、葉山村の村史において昭和21年12月21日に発生との記録がありますが、特に被害状況までの記録はありませんでした。

５．防災、減災への取り組み

津野町の過去の災害の歴史では、台風による被害が大半ですが、近年は台風のほか、線状降水帯による局地的な豪雨も多く見られ、毎年、住民の避難を余儀なくされています（写真－４）。

写真－４　令和４年台風14号避難所写真

さらに、南海トラフ地震の発生も危惧されているなか、様々な防災減災への対策が求められており、その取り組みの一部についてご紹介させていただきます。

１）自助による災害への備えの強化

津野町の集落は、新荘川、四万十川から葉脈のように伸びる支流や谷合いに点在しており、周りを山に囲まれた多くの住家は土砂災害特別警戒区域（町内のレッドゾーンは648箇所指定）の危険地内に建っていますが、危険地への砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などの大規模な事業の導入は、住家が点在している津野町では困難な状況です。

写真－５　津野町防災マップ表紙

そこで、まずは自分自身で命を守るため、住民自身が今の置かれている状況を理解し、災害発生前や発生後にも速やかな避難行動が行えるよう、全世帯に危険箇所や指定緊急避難所を掲載した防災マップを配布し、危険箇所の周知に力を入れています（写真－５）。

さらに、令和６年能登半島地震におきましても、亡くなられた方の多くは、家屋の倒壊が原因とされており、住宅の耐震化の重要性を改めて認識させられたところです。

本町における住宅の耐震化率は、令和５年12月末時点で38.4％と年々向上していますが、近い将来発生が想定される南海トラフ地震に備え被害を軽減するために、令和６年度から令和９年度までを集中的事業実施期間として、補助制度を強化し、これまで以上に住宅の耐震化を促進することとしています。

また、地震による怪我の原因には、家具類の転倒・落下によるものといわれていることから、これまでの家具等の転倒防止対策への補助のほか、令和６年度からは、新たにガラス飛散防止フィルムや感震ブレーカーの設置も新たに補助対象とし、身を守る対策を強化します。

２）自主防災組織での共助

災害時には、職員が足りず直ぐに避難所に配置できない場合が想定されることから、それまでの間は、自主防災組織を中心に住民同士が助け合う「共助」による避難所運営に頼るしかありません。

町としましては、自主防災組織に対し、防災関連の資機材と防災倉庫を整備するほか、組織力強化のため、自主防災組織や地域が行う防災訓練などの活動にも協力をしています。

令和５年度の防災訓練では、自主防災組織と共に、小学校区単位の広範囲での防災訓練を実施しました。訓練の内容は四国沖の南海トラフを震源とする地震が発生したことを想定、消防団招集サイレンを吹鳴し、住民避難訓練や避難誘導を行いました。

避難訓練の会場では、避難所開設訓練、消火訓練、救出救護訓練、炊き出し訓練、浄水装置操作訓練を行い、併せて、過去に国内で発生した大規模災害である東日本大震災・熊本地震に関するパネル等も展示し、災害への啓発活動も行いました（写真－６～８）。

さらに、同日、本庁舎では、課長級以上と危機管理担当者、消防関係者が参集し、災害発生を想定した図上演習も行いました。

訓練では、刻々と変わる災害状況の中で、どの係が、どの様な連携を図り、どういった対応をするか即時に判断する実践形式の緊張感のある訓練となりました。

写真－６　津野町総合防災訓練（救助訓練）

写真－７　津野町総合防災訓練（放水訓練）

写真－８　津野町総合防災訓練（避難所開設訓練）

３）避難所対策

避難所対策としましては、被災後、避難所での生活を余儀なくされる方もおり、特に大規模災害時においては、避難所での集団生活が長期化することも想定されます。

このような状況下では、気をつけるべき点の一つに、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の「集団感染症対策」ではないかと考えています。

現在、町内指定避難所にはアルコール消毒液やマスクなどを備蓄し、基本的な感染症対策を行っておりますが、加えて、町内には福祉避難所とは別に、２カ所の有症者の受入施設を設けており、有症者の避難先も確保しつつ、避難所での感染拡大防止に努めているところです。

また、配慮を必要とする方の避難も想定されるため、福祉避難所の開設をするようにしていますが、併せて一般の指定避難所でも要配慮者スペースを確保するようにしています。

これは、要配慮者の方の避難先としては、その方の負担を考えると、真っ先に福祉避難所に向かってもらうことが効率的かとは思いますが､津野町では、ご自身の命の確保を優先してもらうため、命を守るための行動の一つとして、まずは「一番近い避難先への避難」を推奨しているためです。

さらに、被災後の避難が長期化する場合、被災者の心のケアが必要で、特に児童生徒の心のケアには、被災後の学校の早期再開が有効であり、町内小中学校の体育館を指定避難所から除くことなどを含め、津野町の地域防災計画の見直しを検討しております。

４）新本庁舎の建設による防災拠点施設の強化

現在の本庁舎は昭和59年に完成し、建築後40年が経過し老朽化が進み、防災拠点施設としては、南海トラフ地震などの大規模地震に対する耐震性を備えておらず、さらには、土砂災害特別警戒区域内であり、今のままでは防災拠点施設として十分な役割を果たすことが困難な状況になっています。

この様なことから、現在、新本庁舎は、別の場所へ移転し建設を進めています。新本庁舎の建設場所は、駐車場も広く、周辺には消防署や避難施設の体育館、公園などもあり、大規模災害時の重要な防災拠点としての集約化が図られることになっています。

また、新本庁舎は大規模災害発生時に防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保し､加えて自家発電設備の設置や、耐震性貯水槽の設置等、災害時にもしっかりと対応できる庁舎となっています。

さらには、災害と一言に言っても、種類やその規模によって対応は大きく変わってきます｡そのため、その事象に応じた、効率的な対応が十分発揮できる設備や機器を備えた災害対策本部室等の整備も予定しています（写真－９、10)。

６．終わりに

１月１日に突然起こった令和６年能登半島地震では、あらためて自然の脅威、恐ろしさを痛感しまし

た。

突然の災害発生時には、「公助」には時間、対応に限界があり、自分自身を守る「自助」、地域住民同士が協力し互いに助け合う「共助」に頼らざるを得ません。

写真－9　新本庁舎パース写真

そのため、災害に対する啓発活動や、自主防災組織の避難訓練などへの支援、避難所の機能向上、災害備品の充実、耐震化や避難路の安全確保など、常に危機感を持ち、さらなる防災減災対策の強化に努めてまいります。

物理学者であり文学者でもあった寺田寅彦先生が少年時代を過ごした邸宅、寺田寅彦記念館には、寺田先生が残した有名な言葉で「天災は忘れられたる頃来る」と書かれた石碑があります。

この言葉のとおり、いつ来るか分からない災害に対し、日頃から住民一人一人の防災意識を高める取り組みを行い、「自助」の強化を図り、自主防災組織の育成強化に努め「共助」を高めて、今後も町民の生命財産が守れるように、防災減災対策に努めてまいりますので、全国防災協会の皆様には引き続き、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

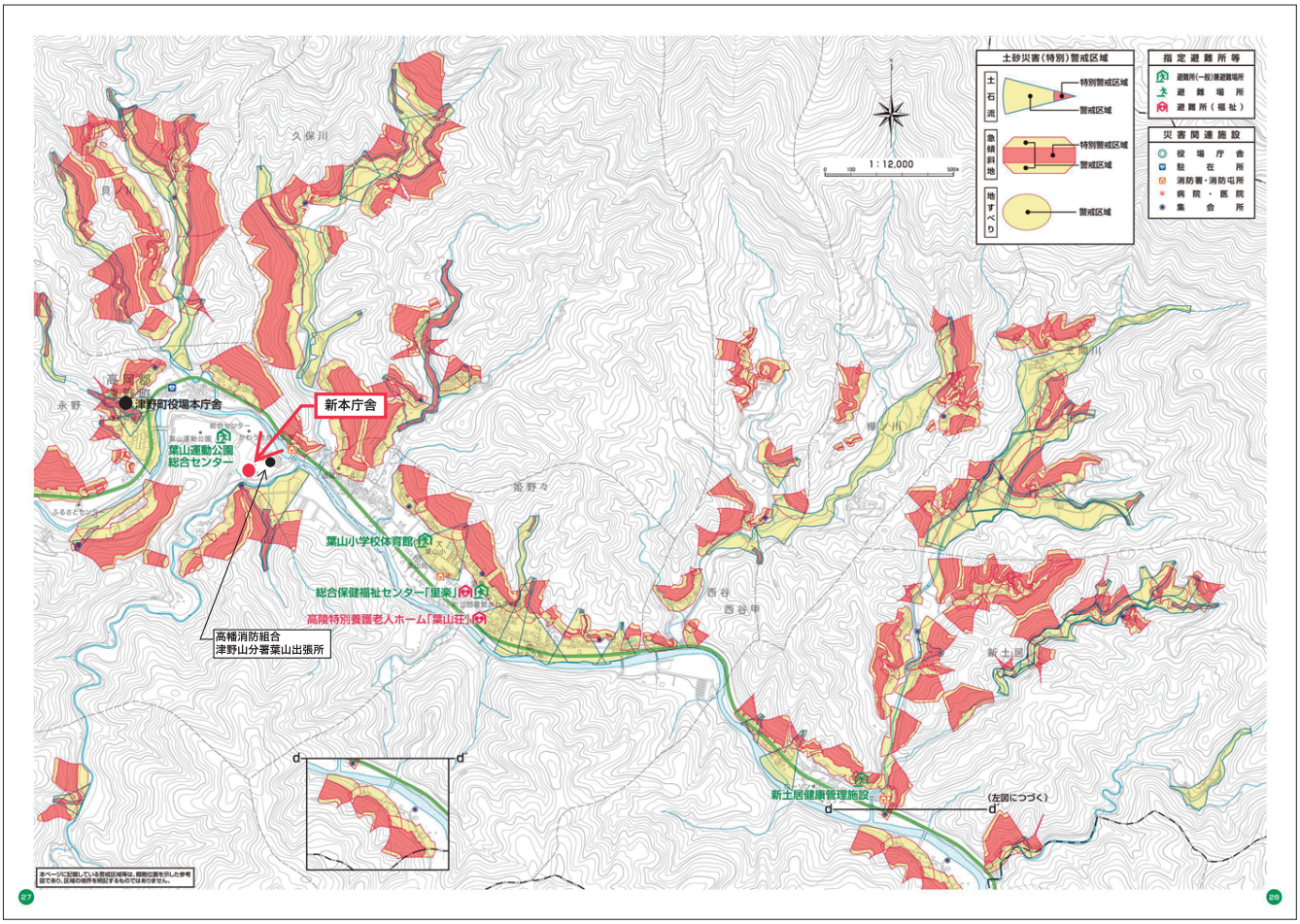

写真－10　新本庁舎周辺防災マップ

いのちとくらしをまもる 防災減災　令和６年能登半島地震関連

災害復旧技術専門家派遣制度を活用し、石川県能美市における被災した公共土木施設の迅速な復旧を支援します

～令和６年能登半島地震による被害の早期災害復旧を支援～

令和６年３月５日　水管理･国土保全局防災課

令和６年１月１日に発生した能登半島地震による被害について、早期の災害復旧事業申請に向けた技術的支援のため、石川県及び能美市からの要請を受け、「公益社団法人　全国防災協会」が「災害復旧技術専門家」を現地に派遣します。

※「災害復旧技術専門家派遣制度」とは、地方公共団体からの派遣要請を受け、国土交通省から「公益社団法人　全国防災協会」に「災害復旧技術専門家」派遣を依頼するものです。「災害復旧技術専門家」は、現地で地方公共団体に対し、迅速な災害復旧の申請に向け、被災調査や復旧工法に関する技術的支援や助言を行います。

【災害復旧技術専門家　派遣】

○派　遣　日：令和６年３月６日(水)
○派　遣　先：石川県能美市管内の道路
○派　遣　者：公益社団法人　全国防災協会
　災害復旧技術専門家　３名

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000291.html

いのちとくらしをまもる 防災減災　令和６年能登半島地震関連

災害復旧技術専門家派遣制度を活用し、石川県羽咋市における被災した公共土木施設の迅速な復旧を支援します

～令和６年能登半島地震による被害の早期災害復旧を支援～

令和６年３月15日　水管理･国土保全局防災課

令和６年１月１日に発生した能登半島地震による被害について、早期の災害復旧事業申請に向けた技術的支援のため、石川県及び羽咋市からの要請を受け、「公益社団法人　全国防災協会」が「災害復旧技術専門家」を現地に派遣します。

※「災害復旧技術専門家派遣制度」とは、地方公共団体からの派遣要請を受け、国土交通省から「公益社団法人 全国防災協会」に「災害復旧技術専門家」派遣を依頼するものです。「災害復旧技術専門家」は、現地で地方公共団体に対し、迅速な災害復旧の申請に向け、被災調査や復旧工法に関する技術的支援や助言を行います。

【災害復旧技術専門家　派遣】

○派　遣　日：令和６年３月18日(月)
○派　遣　先：石川県羽咋市管内の道路・下水道
　（予定）
○派　遣　者：公益社団法人　全国防災協会
　災害復旧技術専門家　３名

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000293.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

激甚災害の指定に伴う特別財政援助を行います

～国土交通省関係では、59市町村を対象に 約42億円の国庫負担の嵩上げを措置～

令和6年3月13日 水管理･国土保全局防災課

令和5年等に発生した、河川や道路などの国土交通省所管公共土木施設の災害について、該当する10の激甚災害（激甚災害1災害及び局地激甚災害9災害）に関し、特別財政援助を行うこととなりました。

対象となる59市町村（別添）に対して、通常の国庫負担（約224億円）に加え、約42億円の国庫負担の嵩上げを措置します。

※　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づく特定地方公共団体に該当した場合は、特別な財政援助等を行うこととなっています。

◯国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額

激甚災害 特例対象事業費	通常の国庫負担額 （国庫負担率平均）	国庫負担の嵩上げ額	嵩上げ後の国庫負担額 （嵩上げ後の国庫負担率平均）
約328億円	約224億円 （0.707）	約42億円	約267億円（0.830）

※四捨五入の関係で端数が合致しない。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000292.html

令和5年等に発生した激甚災害（激甚災害1災害及び局地激甚災害9災害）に係る国庫負担の嵩上げ措置を実施する地方公共団体（6市35町18村）

災害名	都道府県名	市町村名	備考
口永良部島噴火 【平成27年5月29日～令和5年3月9日】 （局激）	鹿児島県	屋久島町	（1町）
地すべり 【平成29年10月21日～令和5年5月8日】 （局激）	大阪府	岬町	（1町）
地すべり 【令和2年7月4日～令和5年3月28日】 （局激）	熊本県	球磨村	（1村）
地すべり 【令和3年6月21日～令和5年1月5日】 （局激）	兵庫県	新温泉町	（1町）
地震 【令和5年5月5日】 （局激）	石川県	珠洲市※1	（1市）
梅雨前線豪雨 【令和5年5月28日～7月20日】 （本激）	青森県	深浦町	（1町）
	岩手県	西和賀町	（1町）
	秋田県	上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、井川町	（4町1村）
	千葉県	大多喜町※1	（1町）
	石川県	珠洲市※1、津幡町	（1市1町）
	長野県	阿南町、下條村、売木村、天龍村、喬木村、南木曽町、小川村	（2町5村）
	愛知県	東栄町	（1町）
	奈良県	曽爾村	（1村）
	和歌山県	紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、有田川町、由良町	（7町）
	山口県	美祢市	（1市）
	愛媛県	久万高原町	（1町）
	高知県	土佐清水市、北川村、三原村	（1市2村）
	福岡県	八女市、朝倉市、東峰村、広川町、添田町、赤村	（2市2町2村）
	佐賀県	唐津市	（1市）
	熊本県	美里町、小国町、西原村、御船町、甲佐町、山都町	（5町1村）
	宮崎県	高原町※1、椎葉村	（1町1村）
	鹿児島県	十島村※1、大和村、宇検村、瀬戸内町	（1町3村）
台風6号 【令和5年8月1日～11日】 （局激）	宮崎県	高原町※1	（1町）
	鹿児島県	十島村※1、南大隅町	（1町1村）
	沖縄県	東村	（1村）
台風7号 【令和5年8月12日～17日】 （局激）	鳥取県	八頭町、三朝町	（2町）
台風13号 【令和5年9月4日～9日】 （局激）	千葉県	大多喜町※1	（1町）
豪雨 【令和5年10月5日】 （局激）	北海道	様似町	（1町）

※1 は複数の激甚災害に指定されている自治体

「令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和６年３月13日　内閣府政策統括官(防災担当)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和６年３月８日(金)に閣議決定され、本日（３月13日(水)）公布・施行されましたので、お知らせいたします。

1．激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定　※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置				
		3条 4条	5条	6条	12条	24条
平成27年５月29日から令和５年３月９日までの間の口永良部島噴火	鹿児島県熊毛郡屋久島町	○				○
平成29年10月21日から令和５年５月８日までの間の地滑り	大阪府泉南郡岬町	○				○
令和２年７月４日から令和５年３月28日までの間の地滑り	熊本県球磨郡球磨村	○				○
令和３年６月21日から令和５年１月５日までの間の地滑り	兵庫県美方郡新温泉町	○				○
令和５年10月５日の豪雨	北海道様似郡様似町	○				○
令和５年５月５日の地震	石川県珠洲市	◎	○	○	◎	◎
令和２年６月10日から令和５年１月10日までの間の地滑り	奈良県吉野郡十津川村		○			○
令和５年５月７日及び同月８日の豪雨	長野県木曽郡木曽町		○			○
	兵庫県宍粟市		○			○
	和歌山県伊都郡高野町		○			○
令和５年９月14日から同月18日までの間の豪雨	長崎県平戸市		○			○
令和５年10月１日及び同月２日の豪雨	新潟県糸魚川市		○			○
令和５年10月７日及び同月８日の豪雨	宮崎県児湯郡西米良村		○			○
令和５年８月１日から同月11日までの間の暴風雨	宮崎県西諸県郡高原町	○				○
	鹿児島県鹿児島郡十島村	○				○
	沖縄県国頭郡東村	○				○
	鹿児島県肝属郡南大隅町	○	○			○
	高知県高岡郡梼原町		○			○
	宮崎県東臼杵郡諸塚村		○			○
	宮崎県東臼杵郡椎葉村		○			○
	宮崎県東臼杵郡美郷町		○			○
	宮崎県西臼杵郡日之影町		○			○
	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町		○			○
	沖縄県うるま市		○			○
	沖縄県国頭郡本部町		○			○
	沖縄県中頭郡西原町		○			○
令和５年９月４日から同月９日までの間の豪雨及び暴風雨	千葉県夷隅郡大多喜町	◎	◎			◎
	茨城県日立市		◎			◎
	千葉県勝浦市		◎			◎
	千葉県鴨川市		◎			◎
	千葉県長生郡睦沢町		○			○
	千葉県長生郡長南町		◎			◎

２．適用措置の概要

○　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第３条及び第４条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去５カ年の実績の平均では公共土木施設等は70％→83％に嵩上げ）

３．スケジュール

３月８日（金）　閣議決定

３月13日（水）　公布・施行

激甚災害指定により適用される措置の概要

（第３・４条）公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率　　70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
（過去５カ年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ　　70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
（過去５カ年の実績の平均）

※プール計算方式　（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

https://www.bousai.go.jp/pdf/24031302_seirei.pdf

「令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和6年3月13日 内閣府政策統括官(防災担当)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和5年10月12日(木)に公布・施行されましたが、別紙のとおり、対象地域を追加指定する政令が、令和6年3月8日(金)に閣議決定され、本日（3月13日(水)）公布・施行されましたので、お知らせいたします。

「令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1．激甚災害の指定

令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害
(※令和5年台風第7号の暴風雨による災害)

2．適用措置の指定

【局激】

【適用措置】

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

【対象地域】

鳥取県三朝町(みささちょう)

【追加指定される地域】

鳥取県八頭町(やずちょう)

3．スケジュール

3月8日(金)　閣議決定
3月13日(水)　公布・施行

＜参考＞激甚災害指定の種類

・激甚災害（「本激」）：当該災害の査定見込額が激甚災害指定基準に該当した場合、年度途中に指定。
・局地激甚災害（「局激」）：査定見込額からみて当該災害が局地激甚災害指定基準に明らかに該当することとなると見込まれる場合、対象地域を明示して年度途中に指定。(「早期局激」)
・局地激甚災害（「局激」）：被災した市町村の災害ごとの査定事業費が局地激甚災害指定基準に該当した場合、年度末に指定。(「年度末局激」)

※いずれの種類に該当しても、措置が適用されることによる効果は同様。

激甚災害指定により適用される措置の概要

(第３・４条)公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率　　70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
(過去５カ年の実績の平均)

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ　　70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
(過去５カ年の実績の平均)

※プール計算方式　(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

https://www.bousai.go.jp/pdf/24031301_seirei.pdf

地方公共団体の道路除排雪経費の支援を実施

～今冬の道路除雪費用を追加配分～

令和6年3月19日　道路局環境安全･防災課

○　道路の除排雪にかかる経費について、降雪状況等を踏まえ、23道府県･政令市、293市町村に対し、道路除雪費補助等の追加配分を行います。

【配分額】

道府県・政令市：　23自治体　　国費125億円
市町村　　：293自治体　　国費　39億円
　　合計164億円

※詳細は別紙のとおり

令和5年度　道路除雪費補助等　道府県別内訳表

【国費】　（単位：百万円）

	配分額合計	除雪費追加配分	
		補助国道･道府県道（除雪費補助）	市町村道（防災･安全交付金）
北海道	5,675	3,840	1,835　（　87　）
うち　札幌市	965	159	806　（　1　）
青森県	281	154	127　（　21　）
岩手県	1,257	1,190	67　（　13　）
宮城県	426	355	71　（　7　）
うち　仙台市	66	32	34　（　1　）
秋田県	616	384	232　（　17　）
山形県	1,101	715	386　（　32　）
福島県	813	786	27　（　6　）
栃木県	112	112	（　）
群馬県	262	262	（　）
長野県	1,377	1,376	1　（　3　）
新潟県	632		632　（　20　）
うち　新潟市	432		432　（　1　）
富山県	528	368	160　（　14　）
石川県	1,054	913	141　（　19　）
岐阜県	862	742	120　（　11　）
福井県	565	533	32　（　12　）
滋賀県	159	132	27　（　6　）
京都府	342	319	23　（　5　）
うち　京都市	8	8	（　）
兵庫県	15		15　（　1　）
鳥取県	11	10	1　（　1　）
島根県	161	146	15　（　11　）
岡山県	60	55	5　（　2　）
広島県	77	66	11　（　5　）
全国計	16,384	12,458	3,927　（　293　）

※1　（　）書きは、配分対象となる市町村数
※2　四捨五入の関係で、合計と合わない場合がある。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001784.html

災害復旧技術専門家を石川県能美市、羽咋市に派遣

公益社団法人 全国防災協会

（公社）全国防災協会では、都道府県や市町村が管理する災害により被災した公共土木施設の早期復旧支援に向け、平成15年11月に「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設しました。災害復旧技術専門家は、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者（本省防災課の災害査定官経験者や国や都道府県の防災担当の本庁課長級及び事務所長経験者で構成）で、北海道から沖縄までの全国に、430名（令和６年３月）が登録されています。

平成26年５月には、国土交通省水管理・国土保全局防災課長より「災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援（試行）について」の通達が出され、TEC-FORCEが出動した大規模災害で、被災自治体から本省防災課に要請があり、防災課が必要と判断する場合、**全国防災協会が無償で技術専門家を派遣**するなど、制度を充実してきています。これまでも多くの地方公共団体等の要請に応じ、多くの災害復旧技術専門家を派遣し、迅速かつ的確な災害復旧事業の促進に寄与しています。

今回、通達に基づき令和６年能登半島地震で大きな被害のあった、石川県能美市、羽咋市に災害復旧技術専門家を派遣し、復旧工法などについて技術的助言を行いました。

令和６年能登半島地震による石川県の被害概要

令和６年１月１日16時10分、マグニチュード7.3の巨大地震が石川県能登地方で発生し、最大深度7の揺れで多くの建物が倒壊、断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生し、これらにより多数の方が亡くなったり行方不明になる等悲惨な大被害を受けました。

○能美市への派遣

１．能美市の状況

令和６年能登半島地震では、震度５強の揺れに襲われ能美市内でも至るところで、道路の陥没や沈下が発生した。

２．派遣された災害復旧技術専門家（敬称略）

派遣日：令和６年３月６日(水)

派遣者：東川　敏（元本省災害査定官、清水建設㈱　北陸支店）

原田　吉和（元石川県、㈱ロードマネージメント）

塩谷　建一（元石川県、㈱国土開発センター）

３．活動報告（支援・助言内容）

被災箇所：市道緑が丘東37号線

令和６年能登半島地震により、能美市緑が丘地内の市道において、昭和48年に区画整理事業の中で造成された、盛土法面が崩壊し、延長65mにわたり市道全幅が沈下・損壊した。

現地は隣接した宅地保護のため、応急盛り土が実施されており、道路面にはブルーシートが張られ、最下段及び中断には大型土嚢が施工済みである。

被災状況：道路沈下、法面崩壊、排水路工破損

助言：

・被災原因については、宅地開発時、谷地形の部分に盛土された箇所であり、今回の地震動、現地の湧水もあいまって、道路基盤の地質的に弱い部分で崩落したものと推測される。

・復旧の起終点を明確にすること（道路舗装のカッ

ター位置をどこにするか)。
・復旧工法：今回、脆弱な地質層がボーリング調査により判明した。当初の道路建設時に把握できていなかったもので、「被災原因の除去」の観点から復旧を行うこと。近接する住居への影響のないよう経済的な工法とする。
・市道復旧のための盛土を地盤改良する工法を採用する場合、山側からの地下水上昇が懸念されるため、地下水処理（水抜きボーリング等）を検討すべき。
・応急で施工した盛土は、本復旧の一部になるので応急本工事で計上可能。

現地調査

現地調査後検討会

○羽咋市への派遣

１．羽咋市の状況

令和６年能登半島地震による被害は羽咋市においては、震度５強の強い揺れに襲われ死者１名、負傷者７名、建物被害では3,000棟を超える被害があり、液状化現象により市内各所で道路、橋梁、河川、漁港施設などに被害が多数発生した。

２．派遣された災害復旧技術専門家（敬称略）

派遣日：令和６年３月18日(月)

派遣者：古川　正幸（元国土交通省、前田建設工業㈱　北陸支店）

原田　吉和（元石川県、㈱ロードマネージメント）

塩谷　建一（元石川県、㈱国土開発センター）

３．活動報告（支援・助言内容）

被災箇所：市道羽咋153号線ほか４箇所

現地は河川の氾濫原であった箇所や旧河道など、液状化し易い箇所と考えられており、この地震により、地盤の液状化が発生し、舗装や側溝の損傷･隆起や沈下などにより道路が崩壊したほか、下水道マンホールが隆起した。

（上記の災害状況は、箇所ごとに被害の大小はあるものの現地活動した５個所全てに共通するものです。）

助言：

・家屋を含めた広域的な被害が顕著であり、今後の住民生活の早期復興のためにも市として早期の災害対応が必要である。

まずは、公共施設の災害査定を一日でも早く受けること。しかし液状化対策はまだ不確定な要素が多いことから、市が考える簡素化査定（協議設計）で査定を受け、その後の調査・検討により液状化対策を含めた工法を変更協議により決定すること。

・簡素化査定では、幹線道路と生活道路を分けて考え、エリア別に被災した側溝と道路面（下層路盤から上）の復旧を災害申請のこと。

・道路と下水道は復旧方針に従い別々に申請のこと。

・境界測量や土質調査など必要な委託費や、必要な応急工事は申請漏れの無いように計上すること。

・被災地内には、在宅の家も有るため、今後の豪雨に備え雨水排水対応を実施すること。

事前打ち合わせ

現地調査後検討会

現地調査

4．災害復旧技術専門家派遣フロー

災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの自治体支援

国土交通省

○被災自治体のマンパワー不足、技術力不足により、適切な災害復旧事業の実施に際し、被災自治体の大きな負担となっている。

○災害発生時に被災自治体が災害復旧や改良復旧の計画立案するためのマンパワーや技術力の不足を補うため、**平成26年より災害復旧技術専門家派遣制度を試行的に運用**する。

○本制度は、TEC-FORCEが出動した大規模災害で、被災自治体から本省防災課に要請があり、防災課が必要と判断する場合、**防災協会より無償で専門家を派遣する制度。**

東日本被災状況（宮城県岩沼市）

東日本被災状況（千葉県成田市）

東日本被災状況（千葉県浦安市）

台風26号による土砂災害（伊豆大島）

被災が甚大化・多様化している中、多くの自治体で最適な復旧工法検討をする人員・技術力が不足している

＜手続きのフロー図＞

都道府県 防災担当課（管内市町村）		本省防災課（復旧事業ライン）		全国防災協会（専門家リスト）
○本省防災課への支援要請 ※市町村は都道府県を通じて	①要請 →	○都道府県からの要請の受理 ○派遣可否、防災協会との調整	②依頼 →	○派遣する専門家との調整、専門家の決定
○専門家が現地にて復旧方針等の助言	← ④通知	○被災自治体へ通知	← ③専門家決定	○防災課へ連絡

河川入門講座 (22)

災害復旧（その３）
―国と都道府県の間の事務手続き―

公益社団法人 日本河川協会 参与　松田　芳夫

前回まで、「負担法」(※)を中心に、災害復旧制度の基本的な話をしてきましたが、今回は具体的に事務的な事柄について触れます。

負担法とそれに基づく政令や規則、そして各種の通達や事務連絡を読んで驚くことは、国の役人と都道府県の役人との間の仕事の進め方と手続きの山だということです。

同じ役人同志の間で、ここまで詳細に決めておかないといけないのかという感じがしますが、これにはいくつもの理由があります。

災害は当然の事、いつ何処で発生するのかわかりませんので、事前の心構えも準備も無い状況下で、発生してから短期間のうちに、現場の市町村や都道府県の担当官は対処しなければなりません。

従って、災害復旧費の国庫負担の手続きは、たいていの有り得る事を想定して細部にいたるまでルール化されており、それは参考図書一冊分にもなります。

国はというと、都道府県からの要請が「負担法」の精神に沿った内容であるかを確認し災害が大きい場合には補正予算の要求をしなければなりません。

災害復旧の国庫負担の手続きの概略を簡単に紹介すると、申請、査定、精算の３段階になります。

国庫負担の申請は、市町村分も含めて都道府県が行いますが、国はそのインフラ（公共施設）の所管に応じて国土交通省か農林水産省が対応します。

国土交通省は道路、河川など大部分は水管理・国土保全局の防災課が窓口になります。

さて、国庫負担の申請があると、国の対応としては一般的には書類審査に加えて“災害査定”という作業があります。

これは災害復旧制度の最も特徴のある場面で、国交省所管の河川や道路なら、防災課又は地方整備局に配属されている“災害査定官”等が災害の現地へ出向き、財務省の立会官（りっかいかん）の立会いの下に、災害復旧工事の範囲、工法、工事費などを現場で査定・決定するのです。

そして工事が完了したら都道府県は工事費を精算し、必要に応じて国の係官が現地へ赴いて出来高等を確認します。

この作業を“成功認定”といい、会計検査とは異なるものです。

以上、概略を述べてもかなり複雑なプロセスですが、これには負担法の制定された昭和26年当時の社会状況が反映されています。

当時、敗戦後の財政事情の厳しい時代に毎年のように風水害が発生し（昭和23年には福井に大地震もあった。）、公共事業費の乏しかった地方自治体は、国費の出る災害復旧費を歓迎したのです。

そのため老朽化した橋や施設を災害復旧事業に採択してもらおうと、人為的に破壊して災害の申請をする事案が頻発したのです。

結果として、災害査定制度をはじめ各種の手続きが厳格化していったものと思われます。

人為的に壊すのはやりすぎですが、老朽化のために修繕や更新が必要な施設を災害復旧費で対処しようと、災害発生まで待つのを“災害待ち”とか“予定災”と呼んだ時代もありました。

災害査定の作業を改善しようと、書類審査で済む机上査定（きじょうさてい）を増やすことも行われていますが、現在進行中の AI 技術やドローンの発展により人手を要しない“無人査定”なんて時代が来るかも知れません。

（※）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

防災課配席図

R6.4.1 現在（前回：R5.10.1（R5.12月号掲載））　今回異動者：

災害対策室長	企画専門官
井上	藤村
35-811	35-762

課長補佐	課長補佐
山崎（やまさき）	橋爪
35-726	35-739

防災企画官
岡本
35-702

防災課長
西澤
35-701

企画専門官
佐野
35-712

課長補佐	災害対策係長	地震防災係長
川嶋（かわしま）	永井	西村
35-832	35-834	35-835
企画専門官	防災企画係長	地震防災係
箭内	佐藤	猿田
35-822	35-833	35-825
	管理係長	管理係員
	松葉	三浦
	35-824	35-823

調整係長	企画係長
長町	根本
35-745	35-742
計画係長	災害第一係員
村上	浅井
35-729	35-748
専門調査官	災害第一係長
阿部	唐澤
35-746	35-743
改良計画係長	災害第二係長
吉海（よしかい）	中山
35-776	35-744
改良技術係長	研修員
小嶋（こじま）	萩原
35-775	35-753
基準係長	審査係長
東海林（とうかいりん）	朝山
35-773	35-753

災害調整係長	総務係長
木村（圭）	小池
35-737	35-733
非常勤	総務係員
丹野	水岡
35-843	35-734

災害統計係員	災害統計係長
板橋（いたはし）	滝本
35-842	35-754
予算係長	大臣官房付
林	笛田
35-735	35-801
予算係員	
西木（にしき）	
35-735	

災害対策室

課長補佐	調査係長	防災課付
宮下	工藤	中嶋（なかじま）
35-722	35-836	35-837
災害分析官	法規係長	法規係主任
板屋	飯田	前原
35-721	35-736	35-747

課長補佐	企画専門官
中沢	磯部
35-738	35-731

災害査定官	企画専門官
松岡	田澤
35-752	35-725

防災政策調整官	課長補佐
西田	益子（ますこ）
35-713	35-772

総括災害査定官	（北陸・中国・四国）災害査定官	（北陸・近畿・九州・沖縄）災害査定官
木村（勲）	小川	平塚
35-703	35-717	35-716

（関東・北陸・四国）災害査定官	（東北・関東・近畿）災害査定官	（北海道・中部・九州・沖縄）災害査定官
川田	上水樽（かみみずたる）	灰佐（はいさ）
35-723	35-719	35-724
災害査定官	災害査定官	災害査定官
猪子（いのこ）	小山内（おさない）	安田
35-727	35-715	35-718
（東北・関東・九州・沖縄）	（北海道・中部・中国）	（東北・中部・中国）

※（ ）書きは担当地区

協会だより

災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門家に登録するには、ご本人からの申請と在職していた国や都道府県の災害担当部局からの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいており、今回、令和５年10月４日及び令和６年２月26日付で登録となった方々の伝達式の様子をご紹介いたします。

宮崎県

○令和６年３月14日

令和５年10月４日付で認定登録された東和俊氏（九州工営㈱）、永友教治氏（㈱西部技建コンサルタント）に県土整備部長原口耕治様から登録証を伝達していただきました。

その後、災害復旧事業について意見交換を実施しました。

また、県土整備部OBで構成する、災害エキスパート部の部会長で災害復旧技術専門家の野中和弘氏及び來島利明氏にも立ち会っていただきました。

九州地方整備局

○令和６年３月25日

令和６年２月26日付で認定登録された宮原幸嗣氏（中央開発㈱ 九州支社）、工藤浩一郎氏（瀧上工業㈱福岡営業所）、田中友瑞氏（(一社)北部九州河川利用協会）に災害復旧技術専門家九州ブロック長後藤信孝氏から登録証を交付しました。

その後、TEC-FORCEの活動や災害査定状況、技術専門家の活動状況等について意見交換を実施しました。

整備局から、統括防災官今田一典様、防災室長川端良一様、災害対策マネジメント室長寺尾幸太郎様に立ち会っていただきました。また、災害復旧技術専門家九州ブロックからは、後藤ブロック長、島本副ブロック長、技術専門家川内氏が参加いたしました。

関東地方整備局

◯令和６年３月27日

令和６年２月26日付で認定登録された菱川龍氏（岩田地崎建設㈱ 東京支店）、石浜康賢氏（(一財)道路新産業開発機構）、丸山日登志氏（東亜建設工業㈱）に統括防災官小林達徳様から登録証を伝達していただきました。

その後、災害復旧事業について意見交換を実施しました。

また、井上啓防災対策技術分析官、髙橋哲災害対策マネジメント室長にも立ち会っていただきました。

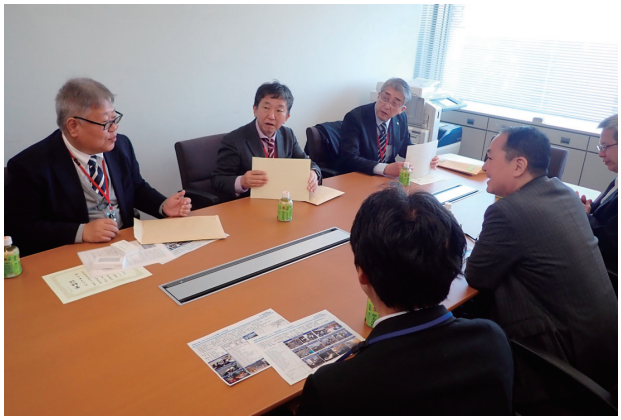

協会だより

令和６年度　災害復旧実務講習会の日程が決まりました

1．開催日　令和６年５月20(月)～21日(火)の２日間

2．会　場　砂防会館別館シェーンバッハ･サボー
東京都千代田区平河町２－７－４
TEL　03-3261-8386（代表）

3．講義内容　別紙日程表（案）のとおり

4．受講者数　500名（お申込み受付は先着順とし、定員になり次第、締め切ります。）

5．受講費
◎会　員：16,520円（受講費 3,320円、テキスト代 13,200円）
◎非会員：17,400円（受講費 3,500円、テキスト代 13,900円）

6．お申込み　当協会のホームページをご覧ください。

7．その他　CPD 取得単位について
この実務講習会の取得単位は、２日間を一つのプログラムとして認定を受けています。よって、１日のみの受講での認定はできませんので、取得を希望される参加者はご注意ください。

砂防会館　アクセスマップ

周辺地図

住　所 東京都千代田区平河町2-7-4（別館） TEL: 03-3261-8386（代表）
最寄駅 地下鉄永田町駅（有楽町線・半蔵門線・南北線）4番出口 徒歩1分

別紙

令和6年度 災害復旧実務講習会日程表

令和6年4月10日時点（案）　於：東京都千代田区　砂防会館別館シェーンバッハ・サボー

月　日	時　間		講　義　題　名	講　師　名　（敬称略）
（第1日目） 5月20日 （月）	12:00 ～ 13:00		受　付	
	13:00 ～ 13:05	5	主催者挨拶	公益社団法人全国防災協会 副会長　上　総　周　平
	13:05 ～ 13:20	15	災害復旧に係る最近の話題	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長　西　澤　賢　太　郎
	13:20 ～ 13:50	30	最近の自然災害と防災・減災の取組について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 防災企画官　岡　本　弘　基
	13:50 ～ 14:40	50	公共土木施設災害復旧事業の基本原則について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 総括災害査定官　木　村　　勲
	14:40 ～ 15:20	40	災害復旧事業の新たな取組について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 防災政策調整官　西　田　将　人
	15:20 ～ 15:35	15	休　憩	
	15:35 ～ 16:45	70	①災害査定の留意点について ②令和５年発生災害採択事例について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 災害査定官　上水樽　昌幸
	16:45 ～ 17:25	50	「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の概要について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 災害査定官　松　岡　一　成
（第2日目） 5月21日 （火）	9:30 ～ 10:00		受　付	
	10:00 ～ 11:10	70	災害復旧事業の技術上の実務について 大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化） 及び事前ルール化について デジタル技術を活用した災害復旧について 令和６年能登半島地震における対応について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 基準係長　東海林　藤一郎
	11:10 ～ 12:10	60	改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 改良技術係長　小　嶋　恭　輔
	12:10 ～ 13:30	80	昼　食　・　休　憩	
	13:30 ～ 14:20	50	災害事務の取扱いについて① 災害復旧事業制度の概要と災害復旧事業の予算	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 課長補佐　益　子　　修
	14:20 ～ 15:05	45	災害事務の取扱いについて② 災害復旧事業費の精算と成功認定	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 専門調査官　阿　部　洋　一
	15:05 ～ 15:20	15	休　憩	
	15:20 ～ 15:50	30	防災・減災対策等強化事業推進費について	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 課長補佐　原　田　隆　史
	15:50 ～ 16:40	50	令和５年発生　一級河川巨瀬（こせ）川災害復旧助成事業	福岡県　県土整備部　河川管理課 主任技師　上　玉　利　洋
	16:40 ～ 16:55	15	災害復旧技術専門家派遣制度について ～制度紹介と活動実績～	公益社団法人　全国防災協会 理 事　富　田　和　久
	閉　講			

※講師は、業務などの都合により変更する場合があります。

令和５年　発生主要異常気象別被害報告

令和６年２月29日現在（単位：千円）

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			67	2,974,964	1	140,000									3	773,000	71	3,887,964
青森			22	518,000	1	740,000					36	1,911,500					59	3,169,500
岩手			107	2,497,580													107	2,497,580
宮城			20	316,450													20	316,450
											(2)	(615,000)					(2)	(615,000)
秋田			11	228,000	3	685,000					410	26,240,500					424	27,153,500
山形			4	125,000	1	25,000									1	400,000	6	550,000
福島			6	72,662									149	3,434,727			155	3,507,389
													(7)	(2,783,070)			(7)	(2,783,070)
茨城											2	23,000	85	4,870,385			87	4,893,385
栃木			29	867,000													29	867,000
群馬					1	100,000							3	206,000			4	306,000
埼玉											1	60,000					1	60,000
													(6)	(2,372,831)			(6)	(2,372,831)
千葉			2	27,000							6	87,000	185	8,986,121			193	9,100,121
新潟	1	700,000	15	1,300,000	2	550,000	4	470,000							1	15,000	23	3,035,000
富山			242	10,762,400					〈7〉	〈320,000〉							242	10,762,400
																	〈7〉	〈320,000〉
			(1)	(82,000)					(2)	(200,000)	(4)	(688,000)					(7)	(970,000)
石川	1	30,000	5	150,000	1	395,000			177	5,494,200	210	6,054,200			3	37,000	397	12,160,400
福井							4	3,500,000			113	3,305,900			1	15,000	118	6,820,900
山梨			2	661,000							7	232,781	1	120,000			10	1,013,781
															(1)	(25,000)	(1)	(25,000)
長野			63	1,431,750	3	830,000					246	9,963,000			1	25,000	313	12,249,750
											(1)	(10,000)					(1)	(10,000)
岐阜			62	2,047,500							93	1,915,200	69	2,850,398			224	6,813,098
											〈2〉	〈110,000〉	〈1〉	〈130,000〉			〈3〉	〈240,000〉
											(2)	(340,000)					(2)	(340,000)
静岡			3	29,000	3	484,000					171	10,535,000	10	430,000			187	11,478,000
											(16)	(1,113,820)					(16)	(1,113,820)
愛知			3	190,000							215	7,515,220	1	26,000			219	7,731,220
													(2)	(41,500)			(2)	(41,500)
三重			19	1,461,762							69	1,227,697	71	1,455,500			159	4,144,959
滋賀											1	32,691					1	32,691
											(1)	(7,000)					(1)	(7,000)
京都			8	63,000							22	933,500	225	2,797,900			255	3,794,400
					(1)	(1,100,000)											(1)	(1,100,000)
大阪					1	1,100,000					30	1,134,000					31	2,234,000
兵庫			10	452,000	1	700,000					21	240,500	222	6,943,109			254	8,335,609
奈良			2	50,000	1	120,000					99	2,264,016	10	194,000			112	2,628,016
											〈2〉	〈60,000〉					〈2〉	〈60,000〉
											(3)	(112,000)			(2)	(13,000)	(5)	(125,000)
和歌山			39	2,369,000	2	1,240,000					913	14,995,590	10	588,400	2	13,000	966	19,205,990
													〈2〉	〈240,000〉			〈2〉	〈240,000〉
													(3)	(170,000)			(3)	(170,000)
鳥取											26	294,200	446	22,674,460			472	22,968,660
															(1)	(30,000)	(1)	(30,000)
島根			18	148,800	2	130,000					126	2,290,914	8	36,000	3	115,000	157	2,720,714
岡山			48	964,734									155	3,676,952			203	4,641,686
広島			180	2,632,830													180	2,632,830
											(3)	(283,000)					(3)	(283,000)
山口			15	252,000	1	100,000					952	19,314,000					968	19,666,000
徳島			7	1,289,000							47	620,100	11	276,038			65	2,185,138
香川			1	7,000							4	45,000	3	77,000			8	129,000
	〈1〉	〈60,000〉															〈1〉	〈60,000〉
愛媛	1	60,000	20	238,000							204	2,332,700	4	296,000			229	2,926,700
											(1)	(30,000)					(1)	(30,000)
高知			36	780,000							163	3,634,300	52	1,376,400			251	5,790,700
			(3)	(20,000)													(3)	(20,000)
福岡			628	28,980,322	2	1,250,000											630	30,230,322
佐賀			696	17,986,000									7	141,000			703	18,127,000
													〈3〉	〈133,000〉			〈3〉	〈133,000〉
					(1)	(72,000)											(1)	(72,000)
長崎			92	901,800	3	422,000					20	201,200	13	219,100			128	1,744,100
											〈1〉	〈5,000〉					〈1〉	〈5,000〉
											(3)	(531,100)					(3)	(531,100)
熊本			19	196,100	5	1,450,000					948	23,007,110	26	431,700			998	25,084,910
											(1)	(115,000)					(1)	(115,000)
大分			6	210,000							473	17,220,800	32	773,000			511	18,203,800
													〈1〉	〈270,000〉			〈1〉	〈270,000〉
宮崎			30	541,000							54	956,000	208	4,271,521			292	5,768,521
													〈5〉	〈970,000〉			〈5〉	〈970,000〉
													(1)	(40,000)			(1)	(40,000)
鹿児島			6	108,190	2	380,200					206	4,992,650	129	4,260,550	2	680,000	345	10,421,590
													〈3〉	〈170,000〉			〈3〉	〈170,000〉
沖縄			1	63,340									15	1,487,000			16	1,550,340
静岡					2	150,000					8	732,000					10	882,000
浜松			4	200,000	1	200,000					57	3,130,000					62	3,530,000
											(1)	(26,000)					(1)	(26,000)
名古屋											1	26,000					1	26,000
京都											1	8,000	1	77,000			2	85,000
広島			1	102,000													1	102,000
			(1)	(7,500)													(1)	(7,500)
北九州			2	127,500							1	50,000					3	177,500
福岡			10	173,000													10	173,000
熊本											1	8,000					1	8,000
	〈1〉	〈60,000〉							〈7〉	〈320,000〉	〈5〉	〈175,000〉	〈15〉	〈1,913,000〉			〈28〉	〈2,468,000〉
補助計			(5)	(109,500)	(2)	(1,172,000)			(2)	(200,000)	(38)	(3,870,920)	(19)	(5,407,401)	(4)	(68,000)	(70)	(10,827,821)
	3	790,000	2,561	84,495,684	39	11,191,200	8	3,970,000	177	5,494,200	5,957	167,534,269	2,151	72,976,261	17	2,073,000	10,913	348,524,614
直轄計			29	4,550,000			1	1,250,000			56	14,186,054	18	3,197,048	1	22,338	105	23,205,440
合計	3	790,000	2,590	89,045,684	39	11,191,200	9	5,220,000	177	5,494,200	6,013	181,720,323	2,169	76,173,309	18	2,095,338	11,018	371,730,054

※上段（　）内書きは、下水道・公園分、〈　〉内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月２回（15日、月末）国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック
http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html

令和6年　発生主要異常気象別被害報告

令和6年2月29日現在（単位：千円）

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
新潟									〈17〉 (15) 72	〈1,183,000〉 (1,259,340) 4,766,340							〈17〉 (15) 72	〈1,183,000〉 (1,259,340) 4,766,340
富山									〈33〉 (97) 288 〈485〉 (140)	〈4,598,000〉 (13,940,970) 30,734,045 〈73,813,367〉 (151,979,929)							〈33〉 (97) 288 〈485〉 (140)	〈4,598,000〉 (13,940,970) 30,734,045 〈73,813,367〉 (151,979,929)
石川									5,211 〈1〉 (3)	681,012,194 〈111,000〉 (226,000)							5,211 〈1〉 (3)	681,012,194 〈111,000〉 (226,000)
福井									15	1,328,500							15	1,328,500
岐阜									1	60,000							1	60,000
和歌山					2	1,970,000											2	1,970,000
鳥取					1	330,000											1	330,000
佐賀					1	250,000											1	250,000
長崎					1	350,000											1	350,000
宮崎					2	2,000,000											2	2,000,000
鹿児島			4	108,400													4	108,400
新潟									(68) 415	(5,705,524) 13,375,866							(68) 415	(5,705,524) 13,375,866
補助計									〈536〉 (323)	〈79,705,367〉 (173,111,763)							〈536〉 (323)	〈79,705,367〉 (173,111,763)
			4	108,400	7	4,900,000			6,002	731,276,945							6,013	736,285,345
直轄計									38	49,193,464							38	49,193,464
合計			4	108,400	7	4,900,000			6,040	780,470,409							6,051	785,478,809

※上段（　）内書きは、下水道・公園分、〈　〉内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回（15日、月末）国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック
http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html